

# 堺市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針

## （趣旨）

### 第1条

本指針は、堺市の所管する区域の建設工事から生じる汚泥（以下「建設汚泥」という。）を占有者自らが現場（第6条による現場間利用を含む。）において再生利用する（以下「自ら利用」という。）ことについて注文者等工事関係者の役割、利用条件等を定めるものである。

## （適用工事）

### 第2条

本指針は、次に定める建設工事に係る建設汚泥について適用する。なお、第3号に規定する建設工事に係る建設汚泥は、第6条による現場間利用については適用しない。

- (1) 国又は地方公共団体が注文する建設工事
- (2) 国又は地方公共団体と同程度の施工管理基準及び管理体制を有する者が注文する建設工事
- (3) 前2号以外の建設工事のうち、建設汚泥の発生量がおおむね1,000トン以上、建築物の容積率の算定の基礎となる延床面積がおおむね10,000平方メートル以上又は建設設計画の区域がおおむね10,000平方メートル以上のいずれかに該当する建設工事。ただし、工事完了後に建築物の所有権の移転が予定されている建設工事（所有権移転後の所有者の同意が得られている場合を除く。）は対象としない。

## （利用の範囲）

### 第3条

建設汚泥を再生処理したもの（以下「処理後物」という。）の利用範囲は、土木工作物本体及び構造物の裏込め等工作物と一体的な箇所に限ることとする。

## （現場内利用に関する注文者の役割等）

### 第4条

建設汚泥が発生する現場内で自ら利用を行うこと（以下「現場内利用」という。）を計画する場合は、注文者は、次に定める条件等で実施しなければならない。

- (1) 当該工事の注文までに現場内利用について様式1により市長と協議すること。ただし、当該工事注文後に、自ら利用を行うことを計画し設計変更する場合については、第5条第1号に基づき元請業者が行う様式2による計画の提出までに市長と協議すること。

- (2) 前号の協議を経た工事注文又は工事注文後の設計変更に際し特記仕様書等の設計図書で当該建設汚泥の再生利用についてその要求品質、数量、処理方法、利用場所その他必要な事項を明示すること。
- (3) 工事中においては、注文者から建設工事を直接請け負う者（以下「元請業者」という。）が行う再生利用に関する管理を適切に行うとともに、工事完了後は建設汚泥の発生状況、利用工事の施工方法、施工場所等について元請業者から報告を徴し、当該記録を最低5年間保存すること。

（現場内利用に関する元請業者の役割等）

## 第5条

元請業者は、前条に掲げる建設汚泥の適正な再生利用を図るため、次に掲げる事項を注文者の指示・監督の下、確実に実施するものとする。

- (1) 当該建設汚泥の処理及び利用に関する計画を様式2により市長に提出し、第9条に規定する市長からの通知を受け取った日以降に、工事着手すること。
- (2) 再生処理は、安定的な性状の処理物となるよう、適切な施設を使用して行い、かつ飛散・流出、悪臭の発生その他の生活環境の保全上支障が生じないよう、自ら行うこと。
- (3) 利用できる処理後物は、次に掲げるいずれの項目にも適合することを試験、分析により確認したものとする。

- ア 建設汚泥処理土利用技術基準（平成18年6月国土交通省）に示された用途別の品質に適合していること。
  - イ 工事仕様書等で規定された要求品質を満たしていること。
  - ウ 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）別表第4及び別表第5に規定する基準等に適合していること。
- (4) 建設汚泥及び処理後物を保管する場合は、飛散・流出、悪臭の発生その他の生活環境の保全上支障が生じないように行うこと。
- (5) 利用工事は、生活環境の保全上支障が生じないよう適切に実施すること。
- (6) 建設汚泥の発生量、再生処理量、試験及び分析記録、利用量、利用場所及び利用しなかった処理後物があった場合、処理後物の処理量その他必要な事項を記録するとともに当該結果を市長及び当該工事の注文者に遅滞なく書面により報告すること。また当該記録を工事完了後最低5年間保存すること。
- (7) 第1号に規定する計画書の内容を変更しようとする場合は、当該工事の注文者の承認を受けたのち、変更に関する計画を様式3により市長に提出し、第9条に規定する市長からの通知を受け取った日以降に、工事着手すること。

(現場間利用に関する注文者の役割等)

## 第6条

建設汚泥が発生する場所以外の工事区域（大阪府内の工事現場で注文者が同じ場合に限る。）に処理後物を搬出し、当該工事区域で建設資材として自ら利用を行うこと（以下「現場間利用」という。）を計画する場合は、注文者は、次に定める条件等で実施しなければならない。

- (1) 建設汚泥が発生する工事を注文する担当部署の長（以下「発生担当部署長」という。）は、当該工事の注文までに現場間利用について様式4により市長と協議すること。ただし、当該工事注文後に、自ら利用を行うことを計画し設計変更する場合については、第4号及び第7条第1号に基づき発生担当部署長と当該発生工事の元請業者（以下「発生工事元請業者」という。）の連名で行う様式5による計画の提出までに市長と協議すること。
- (2) 発生担当部署長は、処理後物を利用しようとする工事を注文する担当部署の長（以下「利用担当部署長」という。）と利用条件、利用時期、管理体制等に関する協議・調整を行い、その結果を前号の協議書に添付すること。ただし、発生担当部署長と利用担当部署長が同一の場合はこの限りではない。
- (3) 発生担当部署長は、第1号の協議を経た建設汚泥が発生する工事の注文又は工事注文後の設計変更に際して、特記仕様書等の設計図書で建設汚泥の処理方法、要求品質、数量その他必要な事項を明示すること。
- (4) 発生担当部署長は、当該建設汚泥の処理に関する計画を様式5により、発生担当部署長と発生工事元請業者の連名で市長に提出し、第9条に規定する市長からの通知を受け取った日以降に、発生工事元請業者が工事着手するよう指示・監督すること。
- (5) 発生担当部署長は、第1号の協議に従い適切に利用できる処理後物を運搬するとともに、処理後物の搬出日、数量等を記録する等適正な管理を行うこと。また、利用できる処理後物を保管する場合は、飛散・流出、悪臭の発生その他の生活環境の保全上支障が生じないように行うこと。
- (6) 発生担当部署長は、発生工事元請業者が行う再生処理に関する管理を適切に行うとともに、工事完了後は建設汚泥の発生量、再生量等について発生工事元請業者から報告を徴し、当該記録を最低5年間保存すること。
- (7) 利用担当部署長は、当該建設汚泥の利用に関する計画を様式6により、利用担当部署長と当該利用工事の元請業者（以下「利用工事元請業者」という。）の連名で市長に提出し、第9条に規定する市長からの通知を受け取った日以降に、利用工事元請業者が工事着手するよう指示・監督すること。
- (8) 利用担当部署長は、第1号の協議及び前号の計画に従い、処理後物を利

用しようとする工事の注文又は工事注文後の設計変更に際して、特記仕様書等の設計図書で処理後物の受入方法、利用場所、利用量、施工方法その他必要な事項を明示すること。

- (9) 利用担当部署長は、利用工事元請業者が行う処理後物の利用に関する管理を適切に行うとともに、工事完了後は処理後物の利用場所、施工結果等について利用工事元請業者から報告を徴し、当該記録を最低5年間保存すること。
- (10) 第4号に規定する計画書の内容を変更しようとする場合は、変更に関する計画書を様式7により発生担当部署長と発生工事元請業者の連名で市長に提出し、第9条に規定する市長からの通知を受け取った日以降に、発生工事元請業者が工事着手するよう指示・監督すること。また、第7号に規定する計画書の内容を変更しようとする場合は、変更に関する計画書を様式8により利用担当部署長と利用工事元請業者の連名で市長に提出し、第9条に規定する市長からの通知を受け取った日以降に、利用工事元請業者が工事着手するよう指示・監督すること。

(現場間利用に関する発生工事元請業者の役割等)

## 第7条

発生工事元請業者は、前条に掲げる建設汚泥の適正な再生利用を図るため、次に掲げる事項について、発生担当部署長の指示・監督の下、確実に実施するものとする。

- (1) 当該建設汚泥の処理に関する計画を様式5により、発生担当部署長と発生工事元請業者の連名で市長に提出し、第9条に規定する市長からの通知を受け取った日以降に、工事着手すること。
- (2) 再生処理は、安定的な性状の処理物となるよう、適切な施設を使用して行い、かつ飛散・流出、悪臭の発生その他の生活環境の保全上支障が生じないよう、自ら行うこと。
- (3) 利用できる処理後物は、次に掲げるいずれの項目にも適合することを試験、分析により確認したものとする。
- ア 建設汚泥処理土利用技術基準に示された用途別の品質（第4種処理土を除く。）に適合していること。
- イ 工事仕様書等で規定された要求品質（第4種処理土を除く。）を満たしていること。
- ウ 土壤汚染対策法施行規則別表第4及び別表第5に規定する基準等に適合していること。
- (4) 建設汚泥及び処理後物を保管する場合は、飛散・流出、悪臭の発生その他の生活環境の保全上支障が生じないように行うこと。
- (5) 建設汚泥の発生量、再生処理量、試験、分析記録及び利用しなかった処

理後物があった場合、処理後物の処理量その他必要な事項を記録するとともに、当該結果を市長及び当該工事の発生担当部署長に遅滞なく書面により報告すること。また当該記録を工事完了後最低5年間保存すること。

- (6) 第1号に規定する計画書の内容を変更しようとする場合は、変更に関する計画書を様式7により発生担当部署長と発生工事元請業者の連名で市長に提出し、第9条に規定する市長からの通知を受け取った日以降に、工事着手すること。

(現場間利用に関する利用工事元請業者の役割等)

## 第8条

利用工事元請業者は、第6条に掲げる建設汚泥の適正な再生利用を図るため、次に掲げる事項について、利用担当部署長の指示・監督の下、確実に実施するものとする。

- (1) 当該建設汚泥の利用に関する計画を様式6により、利用担当部署長と利用工事元請業者の連名で市長に提出し、第9条に規定する市長からの通知を受け取った日以降に、工事着手すること。
- (2) 処理後物の保管は、品質の劣化や飛散・流出、悪臭の発生その他の生活環境の保全上支障が生じないよう適正に管理して行うこと。
- (3) 当該工事は、生活環境の保全上支障が生じないよう適切に実施すること。
- (4) 処理後物の受入れ量、利用量、利用場所及び利用しなかった処理後物があった場合、処理後物の処理量その他必要な事項を記録するとともに、当該結果を市長及び利用担当部署長に遅滞なく書面により報告すること。また当該記録を工事完了後最低5年間保存すること。
- (5) 第1号に規定する計画書の内容を変更しようとする場合は、変更に関する計画書を様式8により利用担当部署長と利用工事元請業者の連名で市長に提出し、次条に規定する市長からの通知を受け取った日以降に、工事着手すること。

(通知)

## 第9条

市長は、第5条第1号、第6条第4号、第6条第7号、第7条第1号及び前条第1号に規定する計画、又は第5条第7号、第6条第10号、第7条第6号及び前条第5号に規定する変更の計画について、その内容が第3条から前条までに規定する自ら利用の条件等にそれぞれ適合すると認めるとときは、当該注文者及び元請業者に対し文書により通知するものとする。

(行政区域が異なる場合の調整)

## 第10条

現場間利用において、建設汚泥が発生する工事の区域を所管する産業廃棄物担当行政庁と処理後物を利用しようとする工事の区域を所管する産業廃棄物担当行政庁が異なる場合は、該当行政庁間で事前に調整を行うものとする。

(建築物の所有権の移転)

## 第11条

建築物を売却する等により所有者が変わる場合は、処理後物の利用用途、利用箇所、利用量、性状及び品質を記載した書面を交付すること。

(附則)

### 1 施行日

本指針は、平成19年7月1日から適用する。

### 2 改定

本指針は、必要の都度見直し、改定するものとする。

(附則)

本指針は、平成22年10月1日から適用する。

(附則)

本指針は、平成24年4月1日から適用する。

(附則)

本指針は、平成30年4月1日から適用する。

(附則)

本指針は、令和2年11月1日から適用する。

(附則)

本指針は、令和4年1月4日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(附則)

本指針は、令和4年10月1日から適用する。

様式1 (現場内用)

年 月 日

堺市長 殿

協議者 住所

氏名

建設汚泥の自ら利用 (現場内) に関する事前協議書

堺市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針第4条第1号の規定に基づき、下記工事について資料を添えて協議します。

1. 工事名			
2. 工事場所			
3. 工期			
4. 建設汚泥発生工種			
5. 建設汚泥設計発生量			
6. 再生処理の方法			
7. 処理後物の目標品質			
8. 処理後物の利用用途 及び利用場所			
協議者連絡先・担当者名	電話		担当者名

備考 次の資料を添付すること。

- 1 発生工程フロー図
- 2 利用場所の図面

## 様式2 (現場内用)

年 月 日

堺市長 殿

報告者 住所  
氏名 \_\_\_\_\_

## 建設汚泥の処理・利用に関する計画書

堺市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針第5条第1号に基づき、次のとおり提出します。

建設汚泥 発生・ 利用者	工事名				管理責任者				
	名称				担当者				
	場所				電話番号				
工事 概要	建設汚泥の発生工法 :				建設汚泥の 処理方法				
	総発生量	m <sup>3</sup>	発生量/日	m <sup>3</sup> /日	工期	年 月～	年 月		
	現場内 利用量	全量		m <sup>3</sup>	発生時期	年 月～	年 月		
	1箇所あたりの利用量		m <sup>3</sup>	利用時期	年 月～	年 月			
掘削地盤 の履歴	工事前の土地利用 :								
	地盤改良の有無： 無／有 (改良工法 : )								
	その他特筆すべき事項								
建設汚泥 の性状	泥水状・泥土状・自硬性 (短期間で自然硬化するもの)								
掘削土の 性状	土質名 : 別添柱状データのとおり (※柱状土質図を添付のこと)								
作泥材	材料名 :			材料名 :					
	添加量 :			添加量					
掘削時の 混入物	混入物の有無 : 無／有 (混入物の内容 : )								
処理後物 の安全確 認	処理後物の分 析頻度	※土壤汚染対策法施行規則別表第4に掲げる項目に係る溶出量及び別表第5に掲げる項目に係る含有量について分析すること。 ※分析頻度については、1,000 m <sup>3</sup> ごとに1検体以上 ※分析結果が基準値を超過した場合は、利用せず、産業廃棄物として適正に処分すること。							
	回								
処理後物 の利用用 途	現場内利用方法		処理(使用)機械等		利用量 (m <sup>3</sup> )	利用箇所・位置 (図面添付のこと。)			
	1.構造物掘削埋め戻し		無／有						
	2.道路盛土(路床)		無／有						
	3.道路盛土(路体)		無／有						
	4.補強土壁工盛り土材		無／有						
	5.その他( )		無／有						
処理後物の利用時 の品質目標	第種処理土 (コーン指数 kN/m <sup>2</sup> )			建設汚泥処理土再 生利用基準	※利用前にはその都度、品質判定試験を行い、目標品 質を確認すること。				
(※建設汚泥の処理・利用フローを記入する。)					備考 1 この計画書は2部提出すること。 2 次の書類を添付すること。 ①工事現場及び現場事務所の付近見取り図 ②汚泥発生量の積算書 ③利用箇所を示す図面 ④汚泥及び処理後物の保管方法を記載した書面 ⑤地盤調査資料(地質柱状図) ⑥工法の概要説明 3 工事完了後、処理・利用実績を報告すること。				

様式3 (変更: 現場内用)

年 月 日

堺市長 殿

報告者 住所

氏名 \_\_\_\_\_

建設汚泥の処理・利用に関する変更計画書

堺市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針第5条第7号に基づき次のとおり提出します。

工事名		工事場所	
注文機関名		注文担当者	
当初計画書の 受理日		担当者	
同文書番号		連絡先	Tel
変更の内容			
変更前	変更後		
変更の理由			

様式4 (現場間用)

年 月 日

堺市長 殿

協議者 住所  
氏名

建設汚泥の自ら利用（現場間）に関する事前協議書

堺市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針第6条第1号に基づき、下記工事について資料を添えて協議します。

1. 工事名			
2. 工事場所			
3. 工期			
4. 建設汚泥発生工種			
5. 建設汚泥設計発生量			
6. 再生処理の方法			
7. 処理後物の目標品質			
8. 処理後物の保管場所等	保管場所所在地 同土地所有者名 保管期間		
9. 利用工事に関する事項			
①工事名及び工事場所			
②利用担当部署名			
③連絡先	電話		担当者名
④利用用途及び利用箇所			
協議者連絡先・担当者名	電話		担当者名

備考 次の資料を添付すること。

- 1 発生工程フロー図
- 2 利用担当部署長との再生利用に関する協議・調整結果
- 3 利用場所の図面
- 4 処理後物の搬出に関する計画書（搬出ルート、搬出記録、管理体制等を記載した文書）

様式5 (現場間用 : 発生工事)

年 月 日

堺市長 殿

報告者

注文者 (発生担当部署長)

住所

氏名

発生工事元請業者

住所

氏名

建設汚泥の処理に関する計画書

堺市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針第6条第4号及び第7条第1号に基づき、別紙の  
とおり提出します。

様式5 別紙

建設汚泥 発生工事	工事名				管理責任者				
	名称				担当者				
	場所				電話番号				
工 事 概 要	建設汚泥の発生工種 :				工期	年	月～	年	月
	総発生量	m <sup>3</sup>	発生量/日	m <sup>3</sup> /日	発生時期	年	月～	年	月
	建設汚泥 の再生方法								
掘削地盤 の履歴	工事前の土地利用 :								
	地盤改良の有無 : 無／有 (改良工法 :								
	その他特筆すべき事項								
建設汚泥の 性状	泥水状・泥土状・自硬性 (短期間で自然硬化するもの)								
掘削土の 性状	土質名 : 別添柱状データのとおり (※柱状土質図を添付のこと。)								
作泥材	材料名 :			材料名 :					
	添加量 :			添加量					
掘削時の混 入物	混入物の有無:無／有 (混入物の内容 : )								
処理後物の 安全確認	処理後物の 分析頻度 回	※土壤汚染対策法施行規則別表第4に掲げる項目に係る溶出量及び別表第5に掲げる項目に係る含有量について分析すること。 ※分析頻度については、1,000 m <sup>3</sup> ごとに1検体以上 ※分析結果が基準値を超過した場合は、利用せず、産業廃棄物として適正に処分すること。							
処理後物の 品質目標	第 <input type="checkbox"/> 種処理土 (コーン指数 kN/m <sup>3</sup> )			建設汚泥処理土 再生利用基準	※搬出前には、品質判定試験を行い、目標品質を確認すること。				
利用工事に 関する事項	工事名				工事場所				
(※建設汚泥の処理・利用フローを記入)									
<b>備考</b> 1 この計画書は2部提出すること。 2 次の書類を添付すること。 ①工事現場及び現場事務所の付近見取り図 ②汚泥発生量の積算書 ③汚泥及び処理後物の保管方法を記載した書面 ④地盤調査資料 (地質柱状図) ⑤工法の概要説明 3 工事完了後、処理実績を報告すること。									

様式6 (現場間用 : 利用工事)

年 月 日

堺市長 殿

報告者

注文者 (利用担当部署長)

住所

氏名

利用工事元請業者

住所

氏名

建設汚泥の利用に関する計画書

堺市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針第6条第7号及び第8条第1号に基づき、別紙の  
とおり提出します。

様式6 別紙

利用工事	利用担当部署名				利用担当部署担当者		
	工事名				管理責任者		
	元請業者名				担当者		
	工事場所				連絡先		
利用工事の概要	引受物の品質	第 種処理土 (コーン指数 kN/m <sup>3</sup> )					
	総引受量	m <sup>3</sup>	一日当たり引受量	m <sup>3</sup>	工期	年 月～ 年 月	
	現場内	全量		m <sup>3</sup>	受入期間	年 月～ 年 月	
	利用量	1箇所あたりの利用量		m <sup>3</sup>	利用期間	年 月～ 年 月	
処理後物の利用用途	利用用途		処理(使用)機械等		利用量(m <sup>3</sup> )	利用箇所・位置(図面添付のこと。)	
	1.構造物掘削埋め戻し	無／有					
	2.道路盛土(路床)	無／有					
	3.道路盛土(路体)	無／有					
	4.補強土壁工盛り土材	無／有					
	5.その他( )	無／有					
建設汚泥発生工事の概要	発注担当部署名				発注担当部署担当者		
	工事名				管理責任者		
	元請業者名				担当者		
	工事場所				電話番号		
(処理後物の受入から利用までの工程を記入)							
<p><b>備考</b></p> <p>1 利用前には所定の品質であることを確認すること。</p> <p>2 この計画書は2部提出すること。</p> <p>3 次の書類を添付すること。</p> <p>①工事現場及び現場事務所の付近見取り図 ②利用箇所を示す図面 ③処理後物の受入方法、記録に関する書面</p> <p>4 工事完了後、利用実績を報告すること。</p>							

様式7 (変更: 現場間用 (発生工事))

年 月 日

堺市長 殿

報告者 注文者 (発生担当部署長)  
住所  
氏名

発生工事元請業者  
住所  
氏名

建設汚泥の処理に関する変更計画書

堺市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針第6条第10号及び第7条第6号に基づき次のとおり提出します。

工事名		工事場所	
注文機関名		注文担当者	
		連絡先	TEL
当初計画書の 受理日		担当者	
同文書番号		連絡先	TEL
変更の内容			
変更前	変更後		
変更の理由			

様式8 (変更: 現場間用 (利用工事))

年 月 日

堺市長 殿

報告者 注文者 (利用担当部署長)  
住所  
氏名

利用工事元請業者  
住所  
氏名

建設汚泥の利用に関する変更計画書

堺市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針第6条第10号及び第8条第5号に基づき次のとおり提出します。

工事名		工事場所	
注文機関名		注文担当者	
		連絡先	TEL
当初計画書の受理日		担当者	
同文書番号		連絡先	TEL
変更の内容			
変更前	変更後		
変更の理由			